掛川市医療救護計画

平成２１年３月
平成２７年３月一部改正
平成２９年３月一部改定
令和　４年３月一部改正
令和　７年３月一部改正
掛川市

目　　次

第１　医療救護計画の位置づけ ･････････････････････････････････････ 1

第２　医療救護計画策定の目的 ･････････････････････････････････････ 1

第３　医療救護計画の基本的考え方 ･････････････････････････････････ 1
1　関係者の役割 ･･･ 1
2　医療救護の対象者及び区分 ･････････････････････････････ 1
3　医療救護施設区分と運用基準 ･･････････････････････････ 2
4　医療救護機関の区分 ･･････････････････････････････････ 3
5　県全体の災害医療体制 ････････････････････････････････ 3
6　災害時の情報把握 ････････････････････････････････････ 3

第４　医療救護計画の内容 ･･･ 4
1　医療救護施設 ･･ 4
2　患者搬送体制の整備 ･･････････････････････････････････ 7
3　中東遠地域災害医療対策会議への参画 ･･････････････････ 8
4　津波被害等への対応 ･･････････････････････････････････ 8
5　医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応 ････････ 9
6　医療救護施設からの遺体搬送 ･･････････････････････････ 9
7　準備体制 ･･ 9
8　維持透析患者への対応 ････････････････････････････････ 9
9　感染症対策 ･･ 9

第５　広域計画 ･･･ 9
1　県の役割 ･･ 9
2　災害拠点病院・災害拠点精神科病院の指定 ･･････････････ 9
3　災害拠点病院の役割 ･･････････････････････････････････ 10
4　災害拠点精神科病院の役割 ････････････････････････････ 10

第６　医療品等及び輸血用血液の確保・供給計画 ･･････････････････ 10
1　事前の備え ･･ 10

２　医薬品等準備体制 ・・・

掛川市医療救護計画

第１　医療救護計画の位置づけ

この計画は、「災害対策基本法」第 42 条の規定により、掛川市域に係る防災対策の大綱を定めた「掛川市地域防災計画」のうち、医療救護活動に係る事項の個別計画である。

第２　医療救護計画策定の目的

１　予想される南海トラフ巨大地震の災害から、地域住民の生命、健康を守るため、医療救護体制を確立する。

２　重大な交通事故など大規模事故や火災、台風、局地的な豪雨等の風水害をはじめとする局地災害にも対応する。

第３　医療救護計画の基本的考え方

１　関係者の役割

（１）市の役割

市は、医療救護体制を確立し、医療救護活動の万全を期すため、市の実情に合わせた医療救護計画（以下「計画」という。）を策定する。

（２）地域住民の役割

地域住民は、「自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守る」を基本として、家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。

（３）県の役割

県は、国及び他の都道府県と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーター等の協力の下、市単独では対応できない広域的な医療救護活動を実施する。

（４）関係団体との連携

市は、県並びに小笠医師会、小笠掛川歯科医師会、小笠袋井薬剤師会、中東遠総合医療センター等の協力を得てこの計画を策定し、県病院協会等の医療関係団体及び地域の自主防災組織並びに県と連携を図るとともに医療救護活動を実施する。

２　医療救護の対象者及び区分

（１）医療救護の対象者

医療救護の対象者は、以下の通りとする。ただし、軽易な傷病で家庭救護で対応できる程度の者は除く。

① 直接災害による負傷者

② 人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者

③ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者

④ 医療機関自らの被災により転院を必要とする患者の取り扱いについては、別に定める

（２）対象者の区分

医療救護の対象者を以下の通り区分する。

重傷者	生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
中等症患者	多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者
軽症患者	上記以外の者で、医師の治療を必要とする者

3　医療救護施設区分と運用基準

（１）医療救護施設区分

医療救護施設を下記のとおりとし、それぞれの施設が機能を分担して、医療救護活動の機能を充分発揮できるように努める。

区　分	指定権者	主　な　機　能
初動時救護所	市　長	○軽症患者の受け入れ及び処置 ○重症患者、中等症患者の応急処置
支援救護所	市　長	○原則として初動時救護所の施設が使用できない場合、その代替として設置する。
救護病院	市　長	○重症患者及び中等症患者の受け入れ及び処置 ○重症患者の災害拠点病院への搬送及び広域医療搬送への対応
災害拠点病院	県知事	○重症患者の受け入れ及び処置 ○DMAT(※)等、医療チーム受け入れ ○広域医療搬送への対応 ○DMAT 派遣 ○地域の医療機関への応急用資器材の貸し出し

(※)DMAT とは

災害時に被災者の生命を守るため、災害発生直後（概ね 48 時間以内）に活動が開始できる、機動性を持った専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームのこと。

（２）医療救護施設の運用基準

① 医療救護施設（災害拠点病院を除く。）における医療救護活動は、原則として、災害発生時から概ね 72 時間とし、各医療救護施設の管理者の指示により行う。

② 特別の支持及び医療救護活動の終了は、市災害対策本部の指示によるものとする。

③ 医療救護にかかる診療報酬については、災害対策基本法の規定もしくは、災害救助法が適用された場合における同法の規定または現行保険制度により取り扱う。

④ 医療救護にあたる民間の医師等の損害補償については、災害対策基本法の規定もしくは災害救助法が適用された場合、同法の規定その他により取り扱う。

⑤ 初動時救護所並びに支援救護所においては、感染症拡大予防の観点から、感染予防の

ための資機材を常備する。また、必要に応じて来所した者全てに検温を実施し、感染の疑いの有無により、別にトリアージを行う。

4　医療救護期間の区分

医療救護期間を次のとおり区分する。
区分は目安であり、各区分の期間は災害の規模等により変動する。

フェーズ	区　分	期　間
Ⅰ	超急性期	災害発生～概ね 48 時間
Ⅱ	急性期	３日目～１週間
Ⅲ	亜急性期～中長期	１週間～１か月

静岡県医療救護計画より抜粋

5　県全体の災害医療体制

フェーズ区分に応じた県全体の災害医療体制については、《資料２》のとおり。

6　災害時の情報把握

（1）通信手段

災害時に適切・迅速な医療救護活動を実施するためには、情報を得るための通信手段が不可欠である。

市、医療救護施設及び関係団体の通信手段は、デジタル地域防災無線及び一般電話を主とする。

（2）情報システム

医療救護活動において、市・県及び医療救護施設が主に使用する情報システムは、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN)及び広域災害救急医療情報システム（EMIS)である。

どちらもインターネット上のシステムであるため、市・県及び医療救護施設は、衛星インターネット回線の確保に努めるとともに、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修、訓練を行うこととする。

名　称	入力者	主　な　機　能
ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN)	市 県	○初動時・支援救護所開設状況把握 ○医療救護支援要請 ※医療救護以外にも、道路、避難所等、多数の情報を共有
広域災害救急医療情報システム（EMIS)	医療救護施設 県	○医療救護施設の災害医療情報集約及び全国の情報共有 ※本県は「医療ネットしずおか」経由で入力 ○DMAT 活動状況把握 ○広域医療搬送患者情報把握（MATTS)

第４　医療救護計画の内容

１　医療救護施設

市は、被害想定及び地域の実情に応じて、初動時救護所、支援救護所、救護病院を設置する。

（１）初動時救護所

① 設置場所

ア）市は、避難所等に指定した施設から当該管理者とあらかじめ協議し、市内４カ所に初動時救護所を設置する　《資料１》

イ）初動時救護所として指定した施設が被害を受け、救護所機能を果たすことができない場合は、近隣の支援救護所を開設することができる。

② 役割

ア）軽症者の受け入れ、トリアージ及び処置

イ）必要に応じた重症患者及び中等症患者に対するトリアージ及び応急処置

ウ）重症患者及び中等症患者の救護病院及び災害拠点病院等への搬送手配

エ）死亡確認及び遺体搬送の手配

※ なお、初動時救護所においては傷病者の収容（全身管理を伴う入院治療を行うこと。）は基本的に行わないが、傷病者への初期評価と可能な範囲での処置等を行うことに留意する。

③ 運営指針

ア）初動時救護所の管理者は医師とし、市災害対策本部の指示により活動する。

イ）初動時救護所の医療体制は、原則として、医師・歯科医師・薬剤師・看護師及び補助者等で医療チームを構成する。

ウ）市は、医師・歯科医師・薬剤師・看護師及び補助者等の配置について、小笠医師会等とあらかじめ協議して定める。また、医療救護活動は 24 時間体制とし、交代制で活動できるよう、配慮する。

エ）初動時救護所の管理者は、被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には、市災害対策本部に必要な措置を要請する。

④ 施設設備

ア）初動時救護所を設置する施設は、耐久性が確保され、安全が確認されている学校舎等の一部または運動場等に設置するテント等とする。

イ）初動時救護所の設備及び資機材は、《資料４》のとおりとする。
各設備については、初動時救護所ごと《資料４》のとおり設置する。

ウ）初動時救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置と併せて行う。

⑤ 災害発生時の初動体制

市職員及び医療従事者は、下記の参集基準に基づき、初動時救護所設置場所に迅速に参集し、アクションカードに沿って初動時救護所を設置・開設する。

市　職　員	震度５弱以上（気象庁発表）
医療従事者 （医師・歯科医師・薬剤師・災害時看護ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ）	○震度６弱以上（気象庁発表） ○その他の場合でも、市からの要請により参集する。

⑥ 初動時救護所開設状況の報告

市災害対策本部は、災害時に開設した初動時救護所の状況を把握し、医療従事者参集状況や患者受け入れ可否等を「ふじのくに防災情報共有システム」（FUJISAN)に入力することにより、県西部方面本部に報告する。

なお、FUJISAN が使用できない場合は、防災行政無線等で報告する。以下、県西部方面本部への連絡方法は、同様とする。（資料：様式２－１）

⑦ 医療救護活動の必要な措置の要請

ア）初動時救護所管理者は、医薬品の要請・医療チームの派遣等、初動時救護所における医療救護活動に必要な措置について市災害対策本部に要請する。

イ）市災害対策本部は、要請への対応が困難な場合、県西部方面本部へ要請する。

ウ）市災害対策本部は、FUJISAN や EMIS（広域災害・救急医療情報システム）で把握した医療情報等を防災無線等を利用し、初動時救護所へ報告する。

エ）市は、医療救護活動に必要な医薬品等については、小笠袋井薬剤師会等と連携し確保に努める。平時から災害薬事コーディネーターと連携し、体制を整備する。

⑧ 定期的な訓練の実施

市は、災害時に迅速かつ円滑に初動時救護所を設置運営できるよう、平時から医師会・歯科医師会・薬剤師会等関係団体と連携の上、初動時救護所運営訓練を実施する。

（２）支援救護所

支援救護所は、原則として初動時救護所の設備が使用できない場合、その代替として設置する。《資料１》

① 設置

ア）市災害対策本部は、初動時救護所が建物の損壊等で開設できない場合、支援救護所を設置する。

イ）市災害対策本部は、前記ア）以外の場合であっても、必要に応じ支援救護所を設置できる。

ウ）支援救護所の設置箇所は、開設できない初動時救護所の位置及び市内の被災状況等を勘案し、小笠医師会と協議して市災害対策本部が決定する。

エ）開設できない初動時救護所のスタッフは、市災害対策本部の指示により、支援救護所へ移動する。

オ）掛川東病院については、市災害対策本部が「医療法人社団 綾和会」へ開設を要請し、設置する。

② 準用

その他の事項は、「初動時救護所」の各項目を準用する。

（３）救護病院

救護病院は、重症患者及び中等症患者の処置及び受け入れ等を行う。なお、災害拠点病院を兼ねる。

市災害対策本部は、病院に連絡員を派遣し、連絡体制を整える。

① 指定

ア）市は、一般病棟を有する既存病院で、その病院の地震防災応急計画における対応上、医療救護活動が実施可能な病院として、中東遠総合医療センターを救護病院に

指定する。

イ）組織は、同病院の組織をもってあてる。

② 施設設備

ア）救護病院は、診療機能を有する施設で耐震構造（※）を有することとする。

※「耐震性が確保されている施設」とは、新耐震基準（昭和 56 年）で建設された建物及び昭和 56 年以前の建物であって耐震補強工事済みの建物（Is 値 0.6 以上）を言う。

イ）救護病院は、災害時通信手段を有することとする。また、衛星回線インターネットが利用できる環境を有することが望ましい。

ウ）救護病院の管理者は、適切な容量の自家発電機及び３日分程度の燃料の保有に努める。

エ）救護病院の管理者は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。

オ）救護病院の管理者は、食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切な量として、３日分程度の備蓄に努める。

③ 役割

ア）医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）

イ）重症患者及び中等症患者の収容及び処置

ウ）広域搬送拠点への患者搬送手配

エ）医療救護活動の記録

オ）死亡確認、遺体の一時安置、搬送の手配

④ 運営指針

ア）救護病院医療救護計画の作成

救護病院の管理者は、災害時の医療救護活動について、あらかじめ医療従事者の参集手順や災害対策本部設置手順、役割分担及びローテーション、トリアージエリアや患者収容スペース等施設設備の利用方法、入院患者への対応等に関する計画を作成する。

なお、救護病院医療救護計画の作成にあたっては、本計画との整合を図るものとする。

イ）災害発生時の初動体制（CSCA の確立）

救護病院の管理者は、災害発生時に直ちに災害対策本部を設置し、院内指揮系統を確立するとともに、患者及び職員の安全を確保の上、院内被害状況を調査、把握し、患者受け入れの可否等を広域災害・救急医療情報システム（EMIS)に入力することで市に報告する。

なお、EMIS が使用できない場合は、防災行政無線や衛生電話等、他の通信手段で報告する。（「県情報・広報要領」様式 332-2 を使用）

また、市は、救護病院の開設・被害状況等を EMIS 閲覧等で把握し、県西部方面本部に報告する。（「県情報・広報要領」様式 332-2（集）を使用）

初動体制の構築にあたっては、次に示す CSCA（※１）の概念に留意し、その確立を最優先とする。

※１　CSCA 概念

C	Commannd&Control	指揮系統	災害対策本部設置・指揮系統確立
S	Safety	安全確保	住民及び職員の安全確保
C	Communication	情報収集・伝達	被害状況の情報収集、把握・伝達
A	Assessment	状況評価	状況評価に基づく活動方針の決定

ウ）医療救護活動体制

救護病院の医療救護活動は、24 時間体制とする。

エ）医療チーム受け入れ体制の整備

救護病院の管理者は、他の医療機関の医療チームの支援を円滑に受け入れることができるよう､あらかじめ医療チームの待機場所や対応の担当者を定めるなどの体制を整えておく。

オ）医療救護活動に必要な措置の要請

災害時において、救護病院の管理者は、医療チームの派遣や、医薬品等の物資供給等、医療救護活動に必要な措置について市に要請する。

市は、要請への対応が困難な場合、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN)に入力し、県に要請する。

なお、FUJISAN が使用できない場合は、防災行政無線等、他の通信手段で要請する。（「県情報・広報要領」様式 103 を使用）

カ）定期的な訓練の実施

救護病院の管理者は、災害発生は直ちに医療救護活動を円滑に開始できるよう、定期的な訓練を実施するとともに、周辺地域の救護所や、医療圏内の災害拠点病院との役割分担を明確にし、大規模災害時にその役割を充分に果たすため、定期的な図上訓練、患者搬送実働訓練等の実施に努める。

キ）市と救護病院の連携

市と救護病院は、円滑に医療救護活動を行うことができるよう、日頃から連携強化に努める。

2　患者搬送体制の整備

市は、地域の実情に合わせて搬送区分に応じた搬送体制を整備する。

負傷者を被災現場から市内の医療救護施設へ搬送する場合は、自主防災会の協力を得て自主防災会等が搬送する。

（1）搬送区分

① 負傷者を被災場所から市内の医療救護施設へ搬送する場合

② 重症患者及び中等症患者を市内の医療救護施設間で搬送する場合

③ 市内の重症患者及び中等症患者を他市町の救護病院等または災害拠点病院へ搬送する場合

④ 重傷患者をヘリコプターで搬送するため､災害拠点病院または救護病院などから最寄りのヘリポートへ搬送する場合。

（2）搬送方法

搬送方法は、被害想定に応じて次の方法を考慮する。

なお、場合において車両を使用して搬送する場合には、「救護車」の表示を車両の見えやすい位置に表示する。

① 人力による方法（背負い・担架搬送等）

② 車両による方法（救急車・自主防災会車両・自衛隊車両等）

③ ヘリコプター等による方法

（３）搬送の実施

災害時の患者搬送を円滑に行うため、市は、必要な車両、搬送要員、器材及びヘリポート等の確保に努め実施にあたっては、自主防災組織または掛川市消防本部が行う救急業務を含め、弾力的に対応する。

なお、発災時には、直ちに安全管理体制に整えた使用可能なヘリポートを県西部方面本部に報告することとする。

（４）重傷患者航空輸送

① 医療救護施設（災害拠点病院を除く。）の管理者は、トリアージにより、航空搬送が必要と判断された重症患者について、市災害対策本部に搬送要請を行うものとし、市災害対策本部長は、使用可能なヘリポートを確認の上、直ちに防災行政無線電話または防災行政無線ファクシミリ等で県西部方面本部へ要請する。県西部方面本部は、搬送の要請への対応の可否を速やかに市災害対策本部に連絡する。

② 救護病院の管理者は、市災害対策本部を経由し、県西部方面本部にヘリポートの確保状況を報告するとともに、ヘリコプターの配置を要請する。県災害対策本部は、救護病院が確保したヘリポートにヘリコプターを配置し、重症患者の搬送を行う。

3　中東遠地域災害医療対策会議への参画

（１）市は、平時から、県が中東遠医療圏域で設置する中東遠地域災害医療対策会議に参画し、周辺市町等の災害医療関係者とのネットワークを構築する。

（２）市は、大規模災害時において、地域の災害医療関係者が市経由で県西部方面本部（西部保健所）と連携する通常の災害医療体制に加え、必要に応じ、地域の災害医療関係者が市を経由せず、県西部方面本部及び県が委嘱する災害医療コーディネーターと直接連携し、円滑に医療資源の受給調整役を行うコーディネート体制の整備推進に配慮する。

4　津波被害等への対応

（１）市は、想定津波浸水域等に医療救護施設が立地している場合、当該施設での医療救護活動が困難となる事態を想定し、あらかじめ代替手段を検討しておく。

（２）市は、医療救護施設以外を含め、施設全体が避難する必要が想定される医療機関について、入院患者の受け入れ先及び搬送手段が確保できるよう、事前の関係機関と調整しておく。

（３）市は、地震や津波等の災害発生により、医療機関が孤立する等の懸念がある場合は、医療機関からの報告を待たず、患者及び職員の安否確認を実施する。なお、通信が途絶している場合は、職員等の派遣による確認も検討する。

（４）市は、大規模災害時の患者受け入れ先や搬送手段の確保が困難な場合、県に対応を要請する。

5　医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

市は、大規模災害時においては、掛川北病院・川口会病院・小笠病院等、医療救護施設として指定しない医療機関についても被害状況の把握に努める。

6　医療救護施設からの遺体搬送

市は、医療救護施設における医療救護活動が円滑に実施されるよう、遺体収容計画に基づき、遺体の搬送体制の整備を図る。

7　準備体制

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、次の準備体制に入る。

（１）市は、医療救護活動の準備を関係機関に要請する。

（２）市は、医療救護所の設備・資機材を点検・配置し、初動時救護所の開設準備を開始する。

（３）市は、患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。

（４）市は、住民に対し、医療救護施設情報を周知する。

（５）市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

8　維持透析患者への対応

市内３病院（中東遠総合医療センター、共立クリニック、東海クリニック）の中で、共立クリニックが中心となり受け入れするため、非常用電源の確保や１日８トンの水の供給体制について、事前に連携・検討を行い確保する。

また、被害状況によっては、県の調整により広域搬送も検討する。

9　感染症対策

感染症予防対策として、日頃から資機材を準備し、感染症蔓延防止に対応できるよう備える。

第５　広域計画

1　県の役割

市単独では対応できない広域的な医療救護活動を行うため、県はあらかじめ災害拠点病院を指定するとともに、重症患者の広域医療搬送体制や、医療に係る広域受援体制を整備する。

2　災害拠点病院・災害拠点精神科病院の指定

県は、県医療救護計画に基づき、災害拠点病院・災害拠点精神科病院を指定する。

※ 本市の救護病院である中東遠総合医療センターが災害拠点病院に指定されている。（災害拠点精神科病院は県指定検討中）

3　災害拠点病院の役割

① 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
② 他の医療救護施設で対応可能な重症患者の受け入れ及び処置
③ 重症患者の航空搬送拠点等への搬送手配
④ DMAT 等医療チームの受け入れ及び派遣
⑤ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

4　災害拠点精神科病院の役割

① 災害時における、医療保護入院、措置入院等の精神科医療の提供
② 医療救護施設等で対応困難な精神疾患等患者の受け入れ
③ 被災精神科病院からの患者の受け入れ

第６　医薬品等及び輸血用血液の確保・供給計画

1　事前の備え

対　象	内　容
医療救護施設（初動時救護所を除く）	○医薬品等の備蓄（３日分）
市	○救護所で使う医薬品等の備蓄 ○小笠袋井薬剤師会等との連携確認

2　医薬品等準備体制

南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された段階で、次の準備体制に入る。
なお、発災後においては、次の各項目に加え、被害状況等について確認、報告する。

（1）市

医薬品卸業者等及び小笠袋井薬剤師会に対する連絡体制を確認する。

（2）小笠袋井薬剤師会

① 医薬品等の在庫状況を確認し、直ちに供給体制を整える。
② 市に在庫状況及び供給体制の整備状況を報告する。
③ 市の要請に応じ、在庫の乏しい医薬品等の確保を図る。

（3）小笠掛川急患診療所

① 医薬品の在庫状況を確認する。
② 救護所の補充医薬品等として、中東遠センター薬局の医薬品等が不足した場合、小笠掛川急患診療所の医薬品等を調達する。（災害対策本部からバイクレスキューに依頼、搬送）
③ 支援救護所のうち掛川東病院の管理者は、上記②の規定にかかわらず、小笠掛川急患診療所の医薬品等を使用できるものとする。

3　供給の要請

（1）医療救護施設

① 医薬品等

ア）救護所参集薬剤師は、参集時、必要に応じて調剤薬局から医薬品を持参するものとする。また、医薬品が不足する場合には、可能な範囲で必要な医薬品を調達し、救護所に提供するものとする。（様式１－３―３）

イ）医薬品等が不足した場合は、医療救護施設（初動時救護所を除く。）の管理者が平時と同様に医薬品卸業者等に供給を要請する。これにより確保できない場合は、市災害対策本部に要請する。

ウ）初動時救護所の管理者は、市災害対策本部に要請する。

② 輸血用血液

ア）輸血用血液が不足した場合は、医療救護施設（初動時救護所を除く。）の管理者は、管轄の血液センターに供給を要請する。これにより確保できない場合は、市災害対策本部に要請する。

イ）初動救護所の管理者は、市災害対策本部に要請する。

③ 医療用ガス

医療用ガスが不足した場合、医療救護施設の管理者は、通常取引先（医療ガス事業者）に供給を要請する。これにより確保できない場合は、市災害対策本部に要請する。

（２）市災害対策本部

医療救護施設の管理者及び初動時救護所から要請を受けたときは、災害薬事コーディネーターを活用し、次により対応する。

① 医薬品等

ア）小笠袋井薬剤師会及び医薬品卸業者等に供給を要請する。

イ）災害薬事コーディネーターを活用し、医薬品卸業者等に対し、医薬品等の供給を要請する。

ウ）市で確保できない場合は、県西部方面本部に要請する。

② 輸血用血液

県西部方面本部に要請する。

③ 医療用ガス

県西部方面本部に要請する。

4　輸送手段

市において、輸送手段が確保できない場合は、県西部方面本部に輸送手段の確保を要請する。

5　薬剤師等の派遣

市災害対策本部は、初動時救護所において医薬品等の管理・服薬指導を行う薬剤師等が必要となり、市内において薬剤師等が確保できない場合は、小笠袋井薬剤師会に薬剤師等の確保を要請し、県西部方面本部にその旨を情報共有する。

6　災害薬事コーディネーター

（１）災害薬事コーディネーターの委嘱等

県は、大規模災害時に通常の災害医療体制では十分な対応ができない状況を想定し、市または県が行う医薬品等の確保・供給及び薬剤師の確保・派遣に関する業務を補完す

るため、静岡県薬剤師会から推薦を受けた者を災害時薬事コーディネーターとして委嘱する。

（２）配置（活動）場所

災害薬事コーディネーターは、役割に応じて各所へ参集し活動する。

本部	県災害対策本部・静岡県薬剤師会
地域	県方面本部・市町担当・地域薬剤師会

（３）役割

①市担当： 薬剤師及び医薬品に関する現場のニーズの把握、取りまとめ（供給・管理支援・配置調整等）、応援薬剤師の活動調整、市災害対策本部に専門的な助言を行う。

②地域薬剤師会担当： 応援薬剤師を受入、配置及び支援、県対策本部との連絡調整等を行う。

（４）指揮命令系統

市担当の災害薬事コーディネーターは、市災害対策本部長の指揮命令に従うものとする。

（５）参集

市担当の災害薬事コーディネーターは、市災害対策本部が設置された場合には、速やかに市災害対策本部に参集するよう努める。

資料編

資料１

医療救護施設一覧

救護所（市）

区　分		名　　称	住　　所	電　話
初 動 時 救 護 所	1	東中学校	掛川市葛川 1039	22-5158
	2	西中学校	掛川市下俣1007-1	22-7258
	3	桜が丘中学校	掛川市富部716	22-6278
	4	南体育館(しーすぽ)	掛川市大渕4234-1	28-8710
支援救護所	1	掛川東病院	掛川市杉谷南1-1-1	28-7111
	2	千浜農村環境改善センター	掛川市千浜4002	72-5028
	3	大東保健センター	掛川市三俣620	72-1133
	4	大須賀中学校	掛川市横須賀1007	48-2561

災害拠点病院（県）救護病院（市）

区分	名　称	住　所	電　話	最寄りのﾍﾘﾎﾟｰﾄ
1	中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池1番地の1	21-5555	○病院駐車場 ○日東工業株式会社掛川工場 (領家630番地)

医薬品備蓄センター（県・市）

区分	名　称	住　所	電　話	管轄保健所
1	東遠地区（つま恋南ｹﾞｰﾄ近辺）	掛川市板沢1941-9	22-3261	西部保健所 （掛川支所）
2	一般社団法人小笠袋井薬剤師会 中東遠センター薬局	掛川市菖蒲ヶ池107	28-8113	市

災害時の保健医療福祉活動における指揮統制体制

資料２

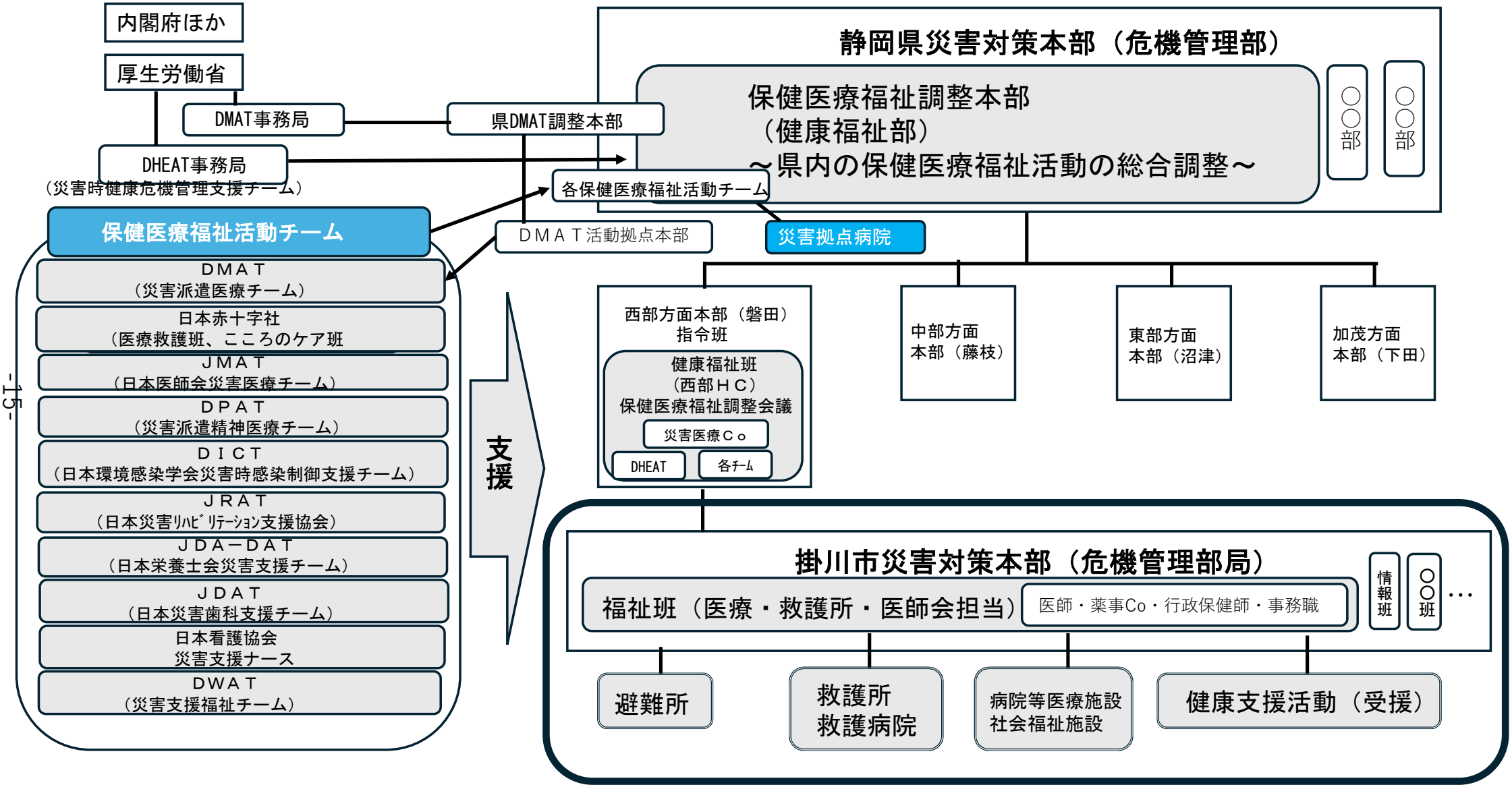

医療救護施設等　定義　　資料３

区　分	定　　義	備考
医療救護対象者	医療救護の対象者には、大きく３つに分けられる。 ①直接災害による負傷者：さらに重症患者、中等症患者、軽症患者に区分される。②日常的に医療を必要とする救急患者：緊急に医師の処置を必要とする脳卒中、出産、人工透析等の医療の中断が致命的となる患者とする。③災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者	
重症患者	生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする程度の傷病を負った者。	
中等症患者	多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者。	
軽症患者	重症患者及び中等症患者以外で医師の治療を必要とする者	
医療救護施設	・大規模地震発生後、医療救護を実施する施設をいう。従って、あらかじめ耐震性の確保されている施設又は耐震性を確保できる計画のある施設をいう。なお、原則として、救護施設は、津波、山・崖崩れ等の危険予想地域以外の地域に設置するものとする。 ・一般的には、救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設病棟、広域救護病院（災害拠点病院）のことを指す。	
救護所	・軽症患者に対する処置及び中等症患者、重症患者に対する収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置等を行う。 ・市町村が診療所（有床診療所を含む）又は避難所として指定した学校などのうちから定める。	初動時救護所 ４ヶ所 支援救護所 ４ヶ所
救護病院	・重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。 ・一般病床を有する既存病院で、医療救護活動が期待できる病院について、市町村長が該当病院管理者と協議し指定したもの	中東遠総合医療センター
災害拠点病院	・救護病院等を設置することが困難な市町村及び救護病院等の収容医療救護対象者数に不足を生じる市町村の重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。 ・救護病院となりうる病院の中から、知事が該当病院の管理者及びその病院の所在する市町村長と協議して、指定する。	中東遠総合医療センター 静岡県指定

資料４　備蓄資器材一覧

Ⅰ感染予防品　※R２年度から備蓄あり

No.	品名	規格	数量	単位
1	マスク	50枚入PFE・VFE・BFE99％以上	5	箱
2	防護服	つなぎタイプ　AAMI　BP70レベル以上	10	枚
3	感染対策セット	感染防止衣　上衣	10	セット
		感染防止衣　ｽﾞﾎﾞﾝ		
		ｼｭｰｽﾞｶﾊﾞｰ		
		ﾒﾃﾞｨｶﾙｷｬｯﾌﾟ　CN-60G　ｸﾞﾘｰﾝ		
		ｾｰﾌﾃｨｺﾞｰｸﾞﾙ		
4	プラスチックガウン	袖付き	50	枚
5	ニトリル手袋 S	200枚入	2	箱
	ニトリル手袋 M	200枚入	2	箱
	ニトリル手袋 L	200枚入	2	箱
6	血圧計(感染者用)	アネロイド	1	個
7	聴診器(感染者用)	ダブルヘッド	1	本
8	パルスオキシメーター	感染疑いのある患者用　　Ⅳ電池	1	台
9	ウェルパス手指消毒剤0.2％	500ｍｌ　　箱外	10	本
10	吸水シーツ	45×60cm　50枚入り	1	箱
11	ワンショットプラス	120包入	1	箱
12	バイオハザードマーク入りボックス	50L　赤・黄　各1個　　箱外	2	個
13	ペーパータオル	200枚入	2	包
14	検診用ロールシーツ	37cm×36m（120枚取り）	1	本

Ⅱ応急処置セット

No.	品名	規格	数量	単位
診断用具				
1	血圧計	アネロイド血圧計	1	個
2	聴診器Wヘッド（ケース付）	ダブルスコ-プ	1	個
3	非接触体温計	単Ⅳ電池付属	1	個
4	ペンライト	単Ⅳ電池付属	1	本
5	舌圧子（ディスポ）	木製滅菌	15	枚
6	血糖測定器	メディセーフスターターキット	1	台
7	パルスオキシメーター	単Ⅳ電池付属	1	台
蘇生				
8	蘇生バック(アンビューバック)	ｼﾘｺﾝ蘇生ﾊﾞｯｸ・ﾏｽｸ(1) ﾘｻﾞｰﾊﾞｰ付（１）	1	式
創傷				
9	ディスポ縫合セット ホギメディカル	急患診療所仕様	3	セット
10	針付縫合糸	A-17　40cm　(6-0)　(青ﾅｲﾛﾝ)	10	袋
11	針付縫合糸	A-17　40cm　(4-0)　(青ﾅｲﾛﾝ)	10	袋
12	スキンステープラ　レギュラー15針		3	個
13	スワブスティックポピドンヨード	個包装　60本入	1	袋
14	ワンショットプラス	100包入	1	包
15	消毒用エタノール	500ｍｌ	1	本
16	生理食塩水 細口開栓	500ml	4	本
17	救急絆創膏	4サイズ入(50枚)	1	個
18	カット綿	50g	1	包
19	綿球	＃14　20球	1	包
20	4つ折ガーゼ	5枚入	1	袋
21	8つ折ガーゼ	5枚入	2	袋
22	伸縮包帯	5㎝×9m	2	個
23	伸縮包帯	7.5㎝×9m	2	個
24	サージカルテープ	1/2インチ	5	巻
25	穴あきドレープ	90×90cm	5	枚
26	手術用手袋	7.0　7.5　各5双	10	双
27	ハンディラップ	約10cm×100m	2	本
28	ターニケット	ファーノジャパン	1	本
29	止血帯　井内式		3	本
30	滅菌タオル		3	枚
骨折				
31	アルフェンス　2号	6枚入り	1	箱
32	アルフェンス　10号	24枚入り	1	箱
33	万能副子	サムスプリントスタンダード	1	個
34	粘着包帯	ユティール　大10cm×5m　3巻入	1	箱
35	伸縮絆創膏	2インチ	3	巻
36	弾力包帯	7.5cm×4.5m	3	巻
37	三角巾105×105×150㎝		5	枚
38	救急剪刀		1	本
39	ラ・イ・ス・パック	足首、ひじ、手首(指)、ｱｷﾚｽ腱　箱外	1	セット

Ⅲ応急処置セット補充品　4セット

No.	.	規格	数量	単位
創傷				
9	ディスポ縫合セット	急患診療所仕様　　別箱②	10	セット
10	針付縫合糸	A-17　40cm　(6-0)　(青ﾅｲﾛﾝ)	1	箱
11	針付縫合糸	A-17　40cm　(4-0)　(青ﾅｲﾛﾝ)	1	箱
12	スキンステープラ	レギュラー15針　6個入	1	箱
13	スワブスティックポピドンヨード	個包装　60本入	1	箱
14	消毒用エタノール	500ml　　別箱①	5	本
15	ワンショットプラス	100包入	2	箱
16	生理食塩水 細口開栓	500ml/(PB)　　別箱①	5	本
	生理食塩水（１箱20入り）	500ml／ＳＢ入り　箱外	5	箱
	ヒシナルク３号　20入	500ml／ＳＢ入り　箱外	5	箱
	ソリューゲン注　20入	500ml／ＳＢ入り　箱外	5	箱
17	救急絆創膏	4サイズ入(50枚)	2	箱
18	カット綿	500g　4×4cm　　別箱②	1	箱
19	綿球	＃14　50ｇ	1	袋
20	4つ折ガーゼ	5枚入	20	袋
21	8つ折ガーゼ	5枚入	20	袋
22	伸縮包帯	5㎝×9m	10	個
23	伸縮包帯	7.5㎝×9m	10	個
24	サージカルテープ	1/2インチ　24巻入	1	箱
26	手術用手袋7.0／7.5	各10双	20	双
27	ハンディラップ	約10cm×10m　　別箱①	10	本
28	ターニケット	ファーノジャパン	3	本
29	止血帯　井内式		5	本
30	滅菌タオル	白　　別箱①	10	枚

骨折				
31	アルフェンス　2号	6枚入り	2	箱
32	アルフェンス　10号	24枚入り	2	箱
33	万能副子	サムスプリントスタンダード	3	個
34	伸縮絆創膏エラスチゴン	2インチ　6巻入	1	箱
36	弾力包帯	7.5cm×4.5m	2	箱
37	三角巾	105×105×150cm　　別箱①	30	枚
38	救急剪刀		2	本
輸液				
40	成人用輸液セット(50入り)	TI-U250P　　別箱①	3	箱
41	小児用輸液セット(50入り)	TK-U200L　　別箱①	3	箱
42	翼付針（50入り）	18G　　別箱①	1	箱
43	翼付針（50入り）	21G　　別箱①	1	箱
44	翼付針（50入り）	23G　　別箱①	1	箱
45	留置針（50入り）	18G　　別箱①	1	箱
46	三方活栓付延長チューブ(25入り)	TS-WR1725L　　別箱①	1	箱

Ⅲ応急処置セット補充品　4セット　（別箱　①）

No.	品　　名	規格	数量	単位
14	消毒用エタノール	500ml　　別箱①	5	本
16	生理食塩水 細口開栓	500ml/(PB)　　別箱①	5	本
27	ハンディラップ	約10cm×10m　　別箱①	10	本
30	滅菌タオル	白　　別箱①	10	枚
37	三角巾	105×105×150cm　　別箱①	30	枚
40	成人用輸液セット(50入り)	TI-U250P　別箱①	3	箱
41	小児用輸液セット(50入り)	TK-U200L　　別箱①	3	箱
42	翼付針（50入り）	18G　　別箱①	1	箱
43	翼付針（50入り）	21G　　別箱①	1	箱
44	翼付針（50入り）	23G　　別箱①	1	箱
45	留置針（50入り）	18G　　別箱①	1	箱
42	三方活栓付延長チューブ(25入り)	TS-WR1725L　　別箱①	1	箱

Ⅲ応急処置セット補充品　4セット　（別箱　②）

No.	品　　名	規格	数量	単位
9	ディスポ縫合セット ホギメディカル	急患診療所仕様　　別箱②	10	セット
18	カット綿	500g　4×4cm　　別箱②	1	箱

Ⅳ薬品セット

No.	品　　名	規　　格	数量	単位
1	潤滑ｾﾞﾘｰ	5ml×6袋	20	袋
2	ﾋﾋﾞﾃﾝ液	5%、500ｍｌ	3	本
3	生理食塩水（細口開栓）	500ｍｌ	2	本
4	血液型判定用紙	100枚入り	2	冊
5	生理食塩水	500ｍｌ/SB入　（ 箱外）	4	本
6	ヒシナルク３号	500ｍｌ/SB入　（ 箱外）	4	本
7	ソリューゲン注	500ｍｌ/SB入　（ 箱外）	4	本
8	アドナ注 50mg	0.5%、10ｍｌ×10A	2	箱
9	ソル・コーテフ注	100mg・5V	10	箱
10	ソル・コーテフ注	250ｍｇ、1V	5	箱
11	エピクイック（テルモ）アドレナリン	0.1%注シリンジ	5	箱
12	ﾒｲﾛﾝ静注	7%、20ｍｌ×50A	1	箱
13	テタガムＰ筋注２５０	1mlシリンジ　（箱外・要冷蔵）	5	本
14	ネオメドロールEE軟膏	3.0ｇ×10本	1	箱
15	ボルタレンサポ２５ｍｇ	坐薬25mg×50個　（箱外・要冷蔵）	1	箱
16	アルピニー坐薬 50	50ｍｇ　100入り	1	箱
17	ニトロール錠 5mg	100錠	1	箱
18	白色ワセリン	500g	1	箱
	ビクシリン注射用０．２５ｇ		2	瓶
	輸液　※可能であれば輸液関連はすべて薬品のケースに入れる			
40	成人用輸液セット	TI-U250P	5	個
41	小児用輸液セット	TK-U200L	5	個
42	三方活栓付延長チューブ	TS-WR1725L	10	本
	ﾃﾞｨｽﾎﾟｼﾘﾝｼﾞ	5ml　22G	5	本
	ﾃﾞｨｽﾎﾟｼﾘﾝｼﾞ	10ml　22G	5	本
	ﾃﾞｨｽﾎﾟｼﾘﾝｼﾞ	20ml　針無	5	本
	ﾃﾞｨｽﾎﾟ針	23G	10	本
	翼付針	18G	5	本
	翼付針	21G	5	本
	翼付針	23G	5	本
	留置針	18G	5	本

Ⅳ薬品セット　箱外

No.	品　　名	規　　格	数量	単位
5	生理食塩水	500ｍｌ/SB入　（箱外）	4	本
6	ヒシナルク３号	500ｍｌ/SB入　（箱外）	4	本
7	ソリューゲン注	500ｍｌ/SB入　（箱外）	4	本

Ｖ酸素ﾎﾞﾝﾍﾞ・流量計　4セット

Ｎｏ	項目	点検内容	数量	単位
1	中濃度酸素ﾏｽｸ		3	個
	高濃度酸素ﾏｽｸ		3	個
2	減圧弁（ﾖｰｸ型）	作動（ﾒｰｶ-点検）	1	組
3	ﾊﾞﾙﾌﾞ式流量計　ＶＦ-1	作動（ﾒｰｶ-点検）	1	組
4	酸素ﾎﾞﾝﾍﾞ（2Ｌｱﾙﾐ）	酸素充填・耐圧試験	2	本
5	酸素接続チューブ	交　換	3	個

資料５
各救護所アクションカード　フローチャート
及び平面図

東中支部アクションカード　フローチャート

一番はじめに到着した職員は、D1から、アクションカードと文具を運び出す

リーダー1
・建物の侵入を防ぐ

スタッフ1－1
・体育館、校舎の外観確認
○延焼火災の危険確認

OK

スタッフ1－2
・体育館の鍵を取りに行く
・解錠し、体育館内の安全確認

スタッフ1－3
・電気確認
・水道出るか

スタッフ1－4
・事務室の電話、FAXつながるか
・無線がつながるか

スタッフ1－5
・スタッフの参集状況確認

報告確認

リーダー2
・対応指示

・トイレ使用禁止に！ → 支部で簡易トイレの設置依頼 → **スタッフ2－1**
・電気つかない → 非常用電源の準備 → **スタッフ2－2**
・水道水が出ない → 支部に浄水依頼、水の運搬・設置 → **スタッフ2－3**

→ 報告確認

リーダー3
・医師と相談、救護所開設の検討

開設可

スタッフ3－1
・役割分担
・交代シフトの検討
・休憩所確保

スタッフ3－2
・使える部屋の確認
・必要物品の確認

開設否

スタッフ3－3
・西側駐車場にテント設営

開設可

報告確認

災害対策本部へ開設の連絡

リーダー4
・救護所開設準備

スタッフ4－1
・救護所レイアウトに沿い設置
・不足物品を報告

スタッフ4－2
・水の設置
・不足物品を報告

スタッフ4－3
・スタッフの休憩場所確保
・患者用食料、水確保

報告確認

準備完了
・防護服、マスク、フェースシールド、グローブを装着する（スタッフ全員）

リーダー5
・医療救護活動開始せよ

スタッフ5－1
・開設等連絡

スタッフ5－2
・医療救護活動記録等作成

報告確認

５類　すべて感染者とみなす

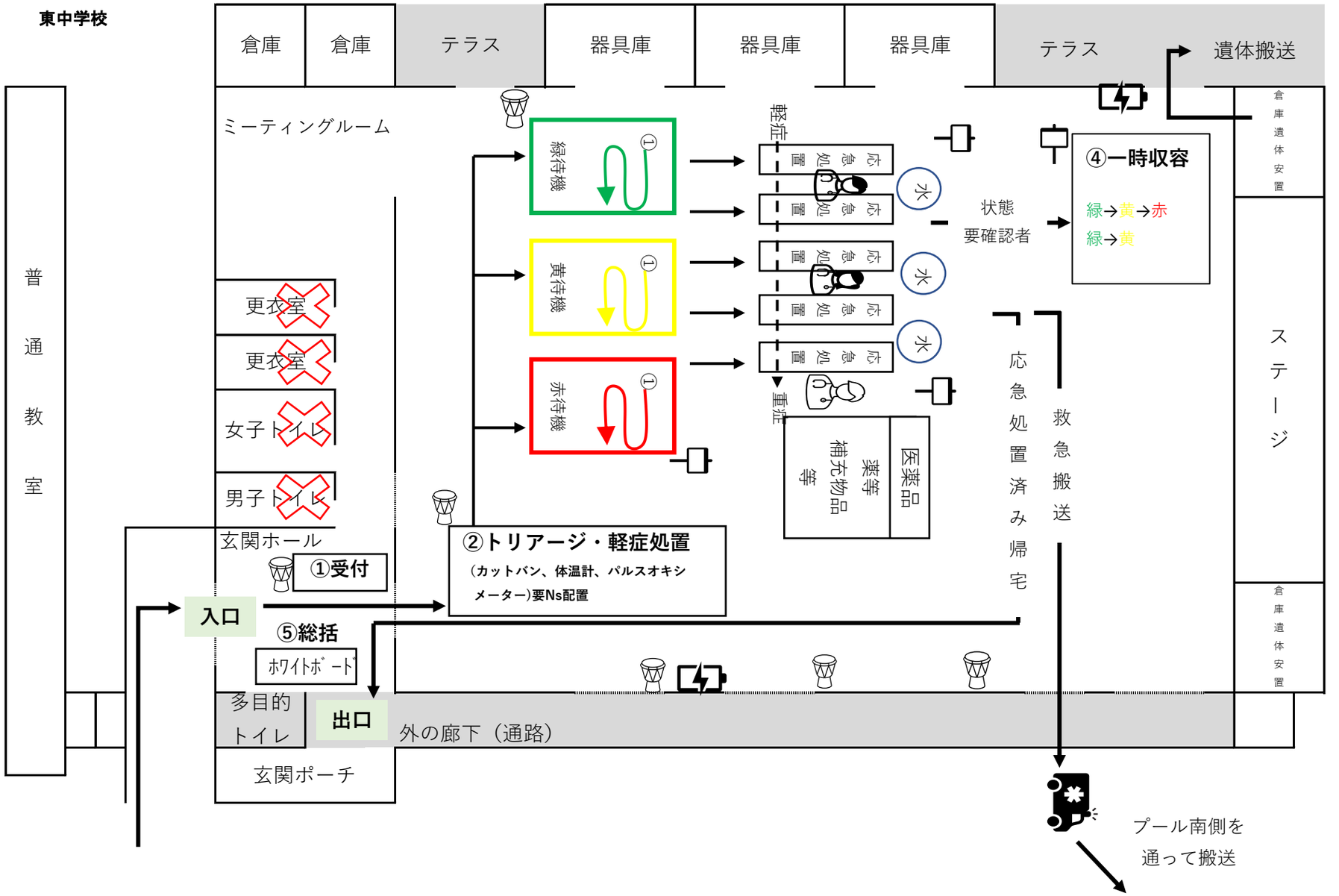

西中支部アクションカード　フローチャート

リーダー1　・建物の侵入を防ぐ

スタッフ1－1
- ・建物（体育館、校舎）外観確認
- ・隣接施設や周辺地盤の確認
- ◯延焼火災の危険確認

OKの場合

スタッフ1－2
- ・体育館の鍵を取り出す
- ・解錠し、体育館内の安全確認

スタッフ1－3
- ・電気確認
- ・水道出るか

スタッフ1－4
- ・校舎内の安全確認
- ・事務室の電話、FAXつながるか
- ・無線がつながるか

スタッフ1－5
- ・スタッフの参集状況確認
- ・スタッフの役割を決める

報告確認

リーダー2　・対応指示

- ・トイレ使用禁止に！ → 支部で仮設トイレの設置依頼
- ・電気つかない → 非常用電源の準備
- ・水道水が出ない → 支部に浄水依頼、水の運搬・設置

スタッフ2－1
スタッフ2－2
スタッフ2－3

→ 報告確認

リーダー3　・医師と相談、救護所開設の検討

開設可

スタッフ3－1
- ・役割分担
- ・交代シフトの検討
- ・休憩所確保

スタッフ3－2
- ・使える部屋の確認
- ・エリア分けをし、動線を確認せよ
- ・水の確保をせよ
- ・必要物品の確認

開設否

スタッフ3－3
- ・西側駐車場の安全確認
- ・災害対策本部へ連絡

開設可

報告確認

災害対策本部へ開設の連絡

リーダー4　・救護所開設準備

スタッフ4－1
- ・救護所レイアウトに沿い設置
- ・不足物品を報告

スタッフ4－2
- ・水の設置
- ・不足物品を報告

スタッフ4－3
- ・スタッフの休憩場所確保
- ・患者用食料、水確保

報告確認

準備完了

リーダー5　・医療救護活動開始せよ

スタッフ5－1
- ・開設等連絡

スタッフ5－2
- ・医療救護活動記録等作成

報告確認

西中学校

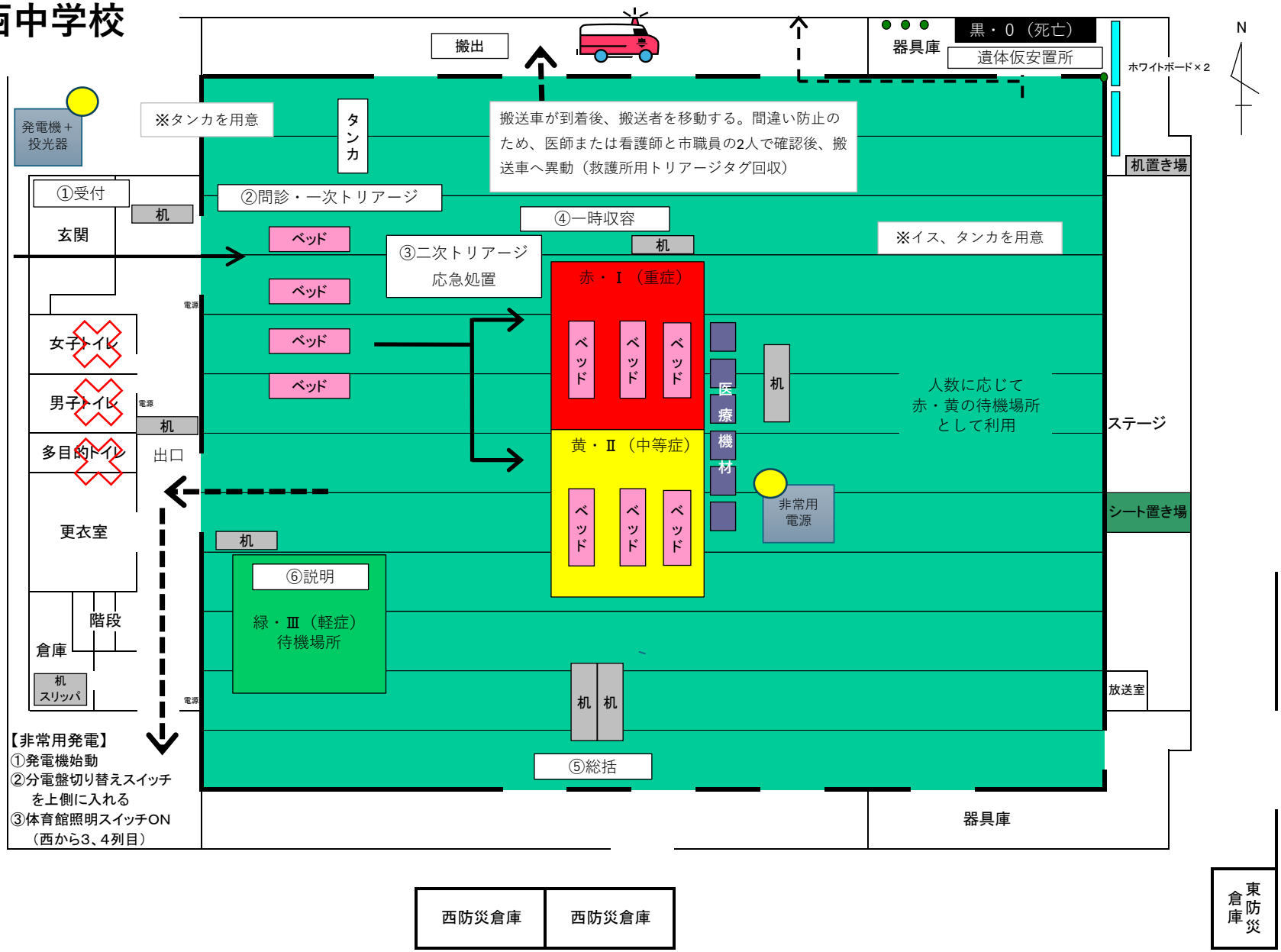
搬出
黒・0（死亡）
器具庫
遺体仮安置所
ホワイトボード×2
N
発電機＋
投光器
※タンカを用意
タンカ
搬送車が到着後、搬送者を移動する。間違い防止のため、医師または看護師と市職員の2人で確認後、搬送車へ異動（救護所用トリアージタグ回収）
机置き場
①受付
机
玄関
②問診・一次トリアージ
④一時収容
ベッド
ベッド
ベッド
ベッド
③二次トリアージ
応急処置
机
※イス、タンカを用意
赤・Ⅰ（重症）
ベッド
ベッド
ベッド
医療機材
机
人数に応じて
赤・黄の待機場所
として利用
ステージ
女子トイレ
男子トイレ
多目的トイレ
電源
机
出口
黄・Ⅱ（中等症）
ベッド
ベッド
ベッド
非常用
電源
シート置き場
更衣室
机
⑥説明
緑・Ⅲ（軽症）
待機場所
階段
倉庫
机
スリッパ
机
机
放送室
⑤総括
【非常用発電】
①発電機始動
②分電盤切り替えスイッチを上側に入れる
③体育館照明スイッチON
（西から3、4列目）
器具庫
西防災倉庫
西防災倉庫
東防災倉庫

桜が丘中救護所　アクションカード　フローチャート

リーダー1　・建物の侵入を防ぐ

スタッフ1－1
・体育館、校舎の外観確認
◯延焼火災の危険確認

OK

スタッフ1－2
・体育館の鍵、トリアージタグ、立ち入り禁止札を防災倉庫に取りに行け
・解錠し、体育館内の安全確認

スタッフ1－3
・電気確認
・水道出るか

報告確認

スタッフ1－4
・校舎内の安全確認
・事務室の電話、FAXつながるか
・無線がつながるか

スタッフ1－5
・スタッフの参集状況確認

リーダー2　・対応指示

・トイレ使用禁止に！ → 仮設トイレの設置状況確認・設置
・電気つかない → 必要時、非常用電源の準備
・水道水が出ない → 校舎第2音楽室から水の運搬・設置
給水タンクからポリタンクで洗浄水運搬

スタッフ2－1
スタッフ2－2
スタッフ2－3

→ 報告確認

リーダー3　・救護所開設の可否は、災害対策本部の判断による。

開設可の連絡があった時

スタッフ3－1
・役割分担
・交代シフトの検討
・休憩所確保

スタッフ3－2
・使える部屋の確認・不要部屋の閉鎖
・必要物品の確認

報告確認

開設否の連絡があった場合

スタッフ3－3
災害対策本部の指示どおり、他救護所の支
救護所に来所の住民に開設救護所や医療機

閉鎖

リーダー4　・救護所開設準備

スタッフ4－1
・救護所レイアウトに沿い設置
・不足物品を報告

スタッフ4－2
・水の設置
・不足物品を報告

スタッフ4－3
・スタッフの休憩場所確保
・患者用食料、水確保

報告確認

準備完了

リーダー5　・医療救護活動開始せよ

スタッフ5－1
・開設等連絡

スタッフ5－2
・医療救護活動記録等作成

報告確認

桜が丘中学校

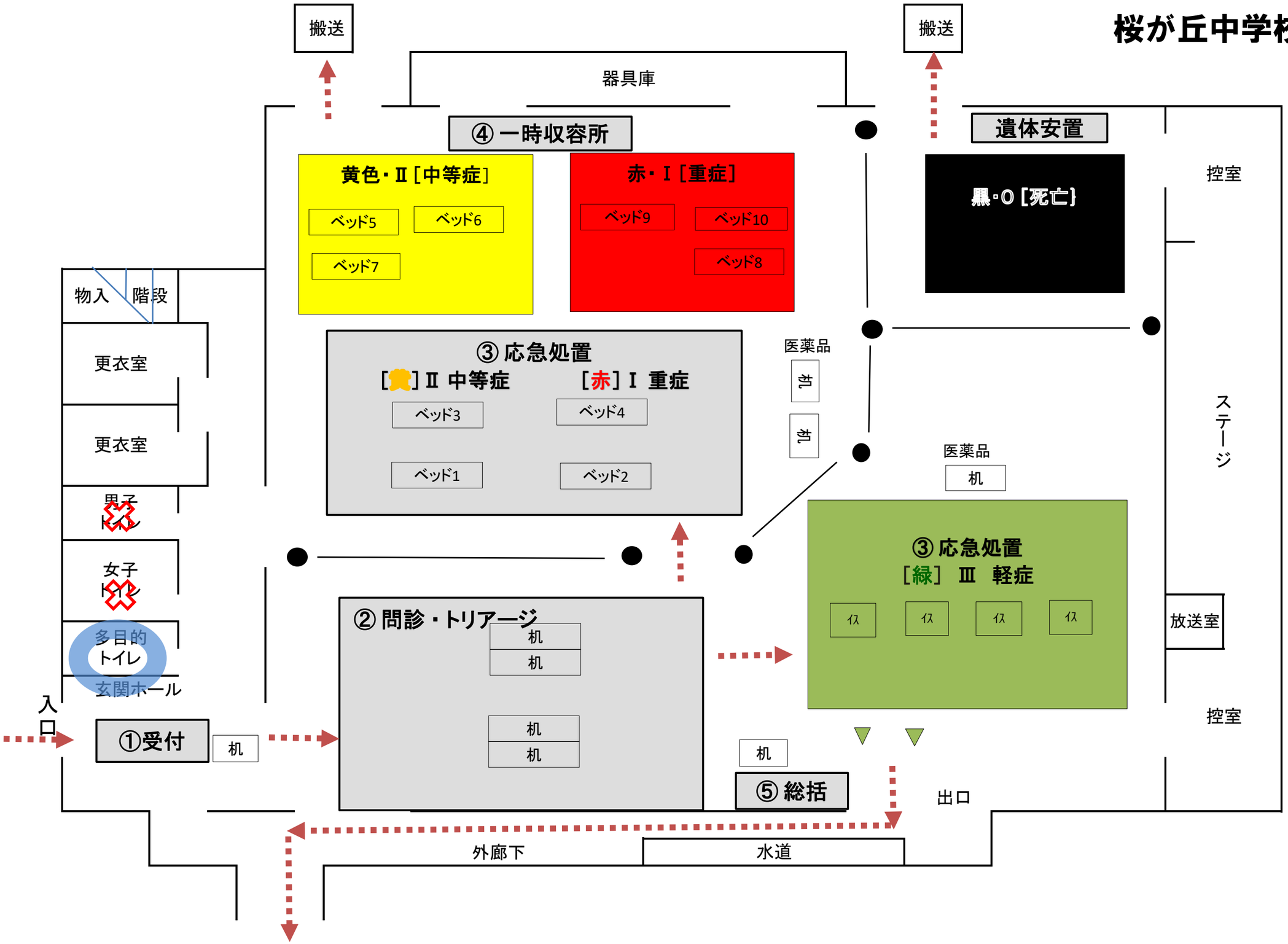
搬送
搬送
器具庫
④ 一時収容所
黄色・Ⅱ［中等症］
ベッド5
ベッド6
ベッド7
赤・Ⅰ［重症］
ベッド9
ベッド10
ベッド8
遺体安置
黒・0［死亡］
控室
物入
階段
更衣室
更衣室
男子トイレ
女子トイレ
多目的トイレ
玄関ホール
入口
③ 応急処置
［黄］Ⅱ 中等症
［赤］Ⅰ 重症
ベッド3
ベッド4
ベッド1
ベッド2
医薬品
机
医薬品
机
③ 応急処置
［緑］ Ⅲ 軽症
イス
イス
イス
イス
ステージ
放送室
控室
② 問診・トリアージ
机
机
机
机
①受付
机
机
⑤ 総括
出口
外廊下
水道

南体育館救護所アクションカード　フローチャート

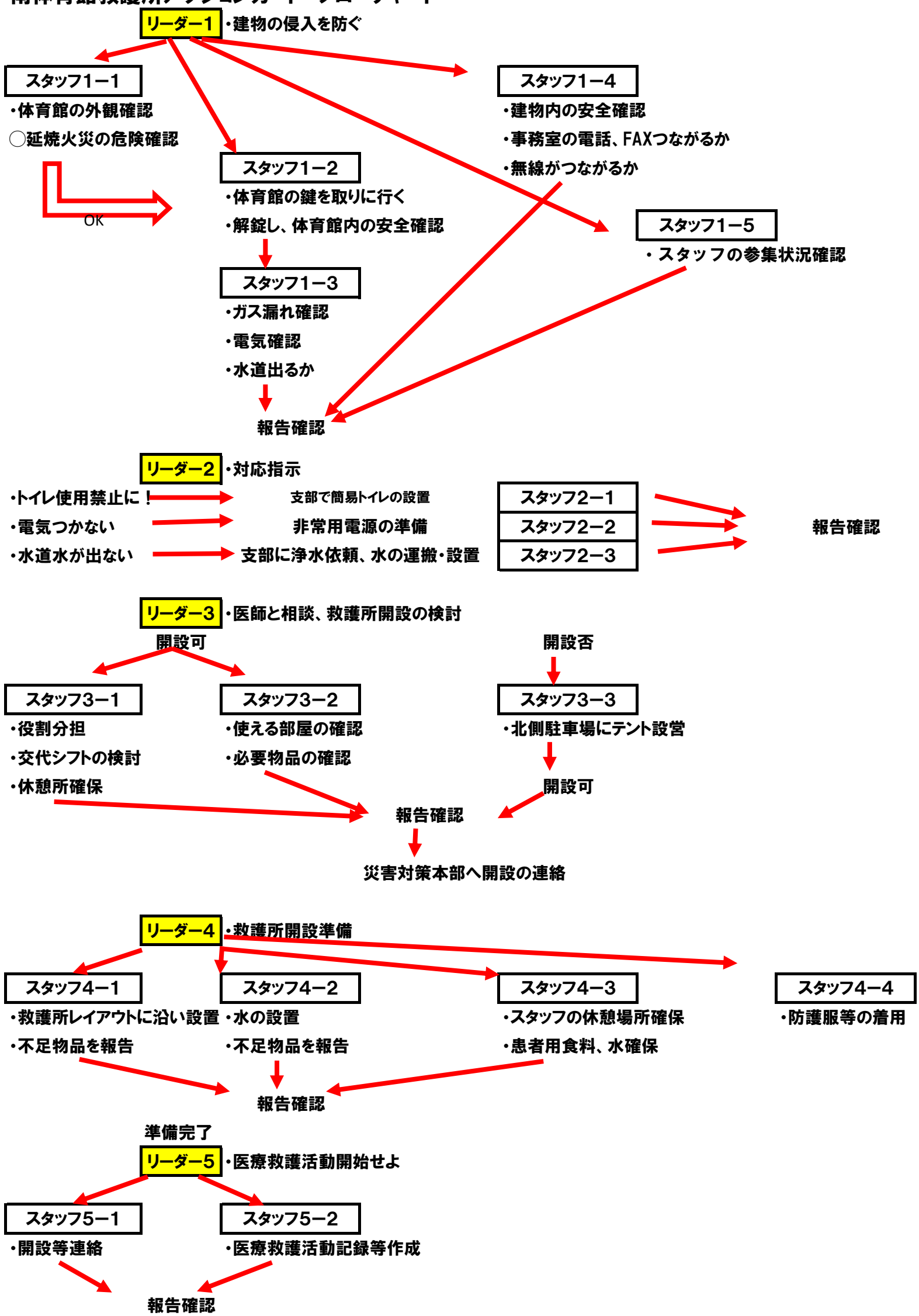

南体育館救護所レイアウト

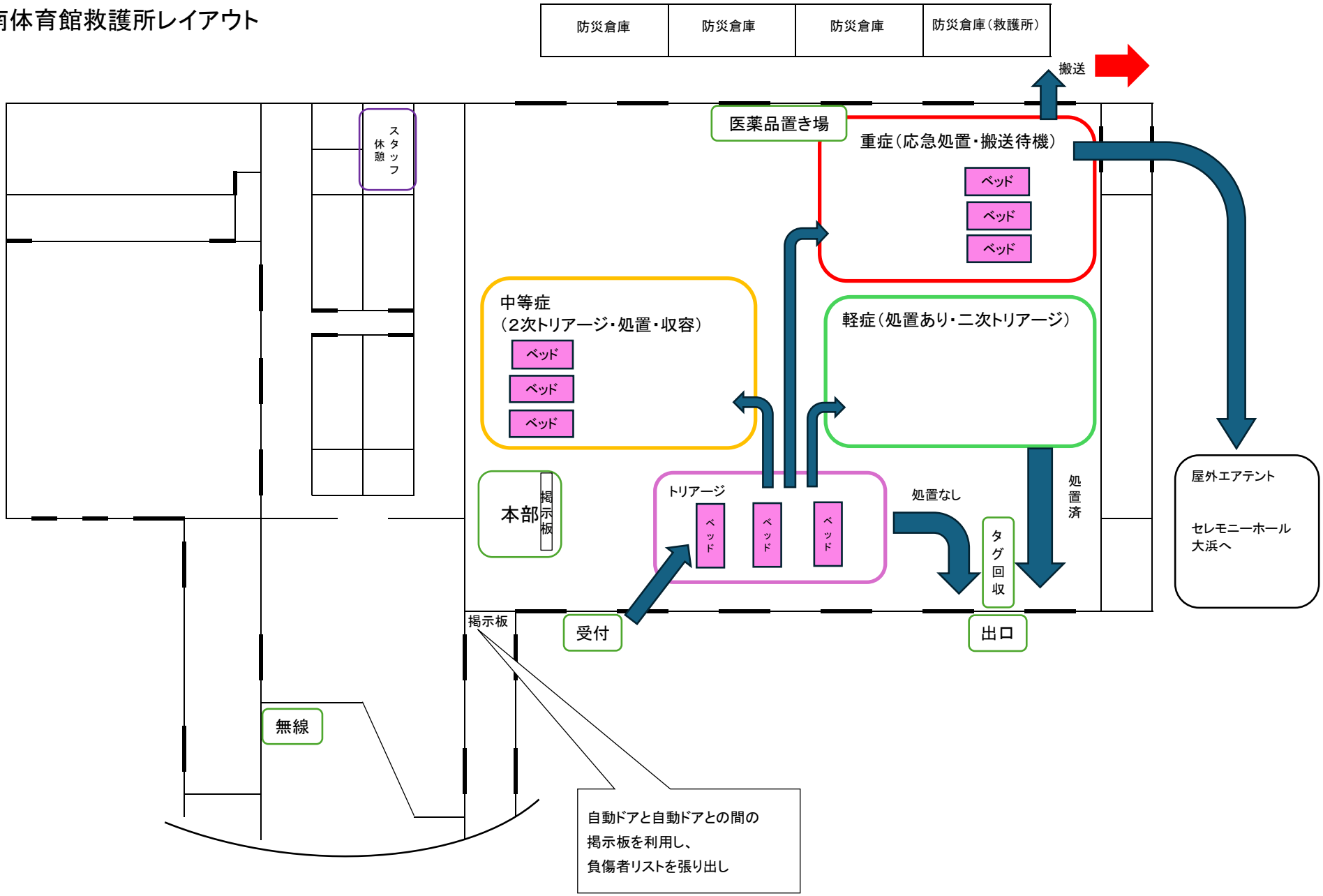

様式

様式1－1－1
R7.3修正

①救護所参集状況報告書（救護所→本部・　支所）

令和　年　月　日（　）　（　　）救護所

送信日時	令和　年　月　日（　）　時　分	送信者		受信者	

No.	職種							氏名	参集方法(バイク・自転車・徒歩・その他)				受信場所	受信時間	参集時間	所要時間	携行品
1	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
2	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
3	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
4	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
5	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
6	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
7	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
8	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
9	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
10	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
11	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
12	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
13	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
14	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
15	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
16	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
17	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
18	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
19	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
20	医師	歯医	薬師	看護	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　）	自宅・他	:	:		有：無
計								合計　名									

本部：無線101(無線室)　102(危機管理課)　FAX 8099　8199

様式１－１－２

R7.2修正

①本部参集状況報告書（災害対策本部福祉班　医療・救護所・医師会担当）

令和　　年　　月　　日（　　）

No.	職　種					氏　名	参集方法(バイク･自転車･徒歩･その他)				受信場所	受信時間	参集時間	所要時間	携行品
1	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
2	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
3	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
4	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
5	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
6	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
7	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
8	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
9	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
10	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
11	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
12	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
13	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
14	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
15	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
16	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
17	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
18	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
19	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
20	医師	薬剤師	他	市保	市事		バイク	自転車	徒歩	他（自動車・　　）	自宅・ 他	:	:		有 ： 無
計							合計　　名								

発信用　救護所→　災害対策本部

様式1-2-1

救護所から本部へ状況報告（無線）

R7.３修正

１０１（無線室）　１０２（危機管理課）

No.

状況報告日時	令和　　年　　月　　日	時　　分

発信者　氏名		受領者　氏名	－

下記の内容を、本部福祉班へ報告

1　救護所名/人数

東中 ・ 西中 ・ 桜が丘中 ・ 南体育館　救護所/　　名

救護班	名（内　保健師　　名、栄養士　　名）
その他スタッフ	医師　　名、歯科医師　　名、薬剤師　　名 看護師　　名、（　　）　　名

2　ﾗｲﾌﾗｲﾝ　断水（有・無）、停電（有・無）、ガス遮断（有・無）

3　建物の崩壊被害（有：状況　　・無）

4　救護所準備完了時間　　午前・午後　　時　　分

本部：ＦＡＸ　８０９９　８１９９

受信用　救護所→　本部（情報班等）　→　福祉班

様式1-2-2

救護所から本部へ状況報告（無線）

No.

R7.2修正

状況報告日時	令和　　年　　月　　日	時　　分

発信者　氏名		受領者　氏名	－

下記の内容を、本部福祉班へ報告

1　救護所名/人数

東中 ・ 西中 ・ 桜が丘中 ・ 南体育館　救護所/　　名

救護班	名（内　保健師　　名、栄養士　　名）
その他スタッフ	医師　　名、歯科医師　　名、薬剤師　　名 看護師　　名、（　　）　　名

2　ﾗｲﾌﾗｲﾝ　断水（有・無）、停電（有・無）、ガス遮断（有・無）

3　建物の崩壊被害（有：状況　　・無）

4　救護所準備完了時間　　午前・午後　　時　　分

NO

本部提出用　　様式1-3-1

◎本部へ要請時、「医薬品の要請」と初めに伝える

R7.3修正

☐ 救護所→本部依頼　101（無線室）

☐ バイクレスキュー依頼　中東遠センター薬局→救護所

※　救護所へ届けたら本部へ報告

③不足薬品・医療資機材要請書

要請日時	令和　　年　　月　　日	時　　分

救護所名	該当に〇を記入 東 中 ・ 西 中 ・ 桜が丘中 ・ 南体育館（しーすぽ）

要請者	氏名		受領者	氏名	

No.	品　　名	規　格	数量	備　　考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

備考 要請先変更等

本部：FAX　8099
8199

No,

③不足薬品・医療資機材要請書

様式1-3-2
R7.6修正

※薬事コーディネーターからの要請を受け3部コピーすること。

□原本（本部控）
□薬事コーディネーターへ渡す控
□バイクレスキュー（中東遠センター薬局→救護所→本部）
□救護所：バイクレスキューが医薬品といっしょに渡す
□ （本部）救護所へ要請状況の報告（　　：　　）

※ バイクレスキューは、救護所へ届けたら本部へ報告

要請受付日時	令和　　年　　月　　日	時　　分

救護所名	該当に〇を記入 東 中 ・ 西 中 ・ 桜が丘中 ・ 南体育館（しーすぽ）

救護所要請者	氏名		無線受領者（薬事コーディネーター）	氏名	

No.	品　　名	規 格	数量	備　　考
1				在庫有（本部・センター薬局） 在庫無（要請先：　　）
2				在庫有（本部・センター薬局） 在庫無（要請先：　　）
3				在庫有（本部・センター薬局） 在庫無（要請先：　　）
4				在庫有（本部・センター薬局） 在庫無（要請先：　　）
5				在庫有（本部・センター薬局） 在庫無（要請先：　　）
6				在庫有（本部・センター薬局） 在庫無（要請先：　　）
7				在庫有（本部・センター薬局） 在庫無（要請先：　　）
8				在庫有（本部・センター薬局） 在庫無（要請先：　　）

備考　要請先変更等

【不足薬品等要請時間】
No,　（　：　）No,　（　：　）
No,　（　：　）No,　（　：　）
No,　（　：　）No,　（　：　）

	氏名	時間
中東遠センター薬局担当者		:
救護所受取者		:
バイクレスキュー		

本部到着時間　　：

掛川市役所　様
（　　**救護所持参**）

様式１－３－３
R7.8.1

令和　　年　　月　　日

薬局

薬効分類等	医薬品名	メーカー	数量	単価	請求金額	備考
合計金額						
消費税額						
請求金額						

※1　この書類は、薬剤を受け取った場所（救護所・避難所等）で保管し、災害対策本部へ送付してください。

※2　調剤薬局から救護所参集時もしくは不足時に持参する医薬品を記載する書類で納品及び請求書に変わるものです。

災害用処方せん

様式１－３－４
R7.2.28

災

患者	氏名	（カタカナでの記載も可）	男・女	救護所・避難所等の名称・所在地
	昭・平・令 西暦	年　　月　　日生		処方医師が所属する医療支援チーム等の名称
交付年月日		年　　月　　日		処方医師氏名
処方せんの使用期間		交付の日を含めて４日以内		連絡先（スマートフォン・携帯電話番号等）
処方				
備考		患者連絡先（スマートフォン・携帯電話番号）		
調整剤年月日		年　　月　　日	調剤した薬剤師氏名	
調剤所の名称所在地		□医師がこの処方せんを発行した救護所避難所等に同じ □その他（余白へ具体的に記載）	調剤した薬剤師の所属する薬剤師班等の名称	□　［都・道府・県地区］　薬剤師班 □その他（余白へ具体的に記載）

※　この書類は、調剤を行った場所（救護所・避難所等）で保管してください。

令和　　年　　月　　日　様式1-4-1

救護所搬送連絡票（受付用）							
No.		氏名		住所			
生年月日	年　　月　　日			年齢	歳	性別	男　女
病院搬送（　　病院）・帰宅							
備考							

令和　　年　　月　　日

救護所搬送連絡票（掲示用）							
No.		氏名		住所			
生年月日	年　　月　　日			年齢	歳	性別	男　女
病院搬送（　　病院）・帰宅							
備考							

様式 1-4-2

傷病者搬送中

掛川市

救護車

⑤　医療救護所　　受付簿

（　　救護所）　No.1　様式１－５－１

R7.2.4(医療救護部会）修正

No.	氏名	年齢	性別		住所	電話	応急手当				搬送先医療機関等	特記事項
							実施月日・時刻	実施者	区分変更			
									0（黒）	Ⅰ（赤）　Ⅱ（黄）		
記入例	掛川太郎	50	㊚	女	長谷一丁目１－１		／　：					同姓同名あり
1			男	女			／　：					
2			男	女			／　：					
3			男	女			／　：					
4			男	女			／　：					
5			男	女			／　：					
6			男	女			／　：					
7			男	女			／　：					
8			男	女			／　：					
9			男	女			／　：					
10			男	女			／　：					
11			男	女			／　：					
12			男	女			／　：					
13			男	女			／　：					
14			男	女			／　：					
15			男	女			／　：					
16			男	女			／　：					
17			男	女			／　：					
18			男	女			／　：					
19			男	女			／　：					
20			男	女			／　：					

⑤救護所受付簿（必要に応じて記入できる部分のみ記入）

No.	氏名	年齢	性別		住所又は自治会等	電話	応急手当				収容医療機関名	特記事項
							実施時間	実施氏名	区分変更			
									0（黒）	Ⅰ（赤）　Ⅱ（黄）		
記入例	掛川太郎	50	(男)	女	長谷		／　：					同姓同名あり
21			男	女			／　：					
22			男	女			／　：					
23			男	女			／　：					
24			男	女			／　：					
25			男	女			／　：					
26			男	女			／　：					
27			男	女			／　：					
28			男	女			／　：					
29			男	女			／　：					
30			男	女			／　：					
31			男	女			／　：					
32			男	女			／　：					
33			男	女			／　：					
34			男	女			／　：					
35			男	女			／　：					
36			男	女			／　：					
37			男	女			／　：					
38			男	女			／　：					
39			男	女			／　：					
40			男	女			／　：					

⑤　医療救護所　　重症者・中等症者一覧

（　　救護所）　No.1　　様式１－５－２

R7.2.4(医療救護部会）修正

No.	氏名	年齢	性別		住所又は自治会等	電話	トリアージ実施				搬送先医療機関等	特記事項
							実施月日・時刻	実施者	区分変更			
									0（黒）Ⅰ（赤）Ⅱ（黄）	Ⅲ（緑）		
記入例	掛川太郎	50	(男)	女	長谷		／　：					同姓同名あり
1			男	女			／　：					
2			男	女			／　：					
3			男	女			／　：					
4			男	女			／　：					
5			男	女			／　：					
6			男	女			／　：					
7			男	女			／　：					
8			男	女			／　：					
9			男	女			／　：					
10			男	女			／　：					
11			男	女			／　：					
12			男	女			／　：					
13			男	女			／　：					
14			男	女			／　：					
15			男	女			／　：					
16			男	女			／　：					
17			男	女			／　：					
18			男	女			／　：					
19			男	女			／　：					
20			男	女			／　：					

⑤救護所受付簿（必要に応じて記入できる部分のみ記入）

No.	氏名	年齢	性別		住所又は自治会等	電話	トリアージ実施				収容医療機関名	特記事項
							実施時間	実施氏名	区分変更			
									0（黒） Ⅰ（赤） Ⅱ（黄）	Ⅲ（緑）		
記入例	掛川太郎	50	(男)	女	長谷		／　：					同姓同名あり
21			男	女			／　：					
22			男	女			／　：					
23			男	女			／　：					
24			男	女			／　：					
25			男	女			／　：					
26			男	女			／　：					
27			男	女			／　：					
28			男	女			／　：					
29			男	女			／　：					
30			男	女			／　：					
31			男	女			／　：					
32			男	女			／　：					
33			男	女			／　：					
34			男	女			／　：					
35			男	女			／　：					
36			男	女			／　：					
37			男	女			／　：					
38			男	女			／　：					
39			男	女			／　：					
40			男	女			／　：					

様式１－６
R7.2作成

災害時の記録（クロノロジー）

No.	時間	発信(組織・連絡対応者名)	受信（組織・連絡対応者名）	内容	済 （チェック）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

保健師・栄養士稼動報告書（市町用）

様式２－１

［　　］市・町　→方面本部　健康支援チーム（県保健所）

第［　］報　　発信者：［　　］　　発信日時：　　年　　月　　日　　時

☆健康支援活動実施状況

保健師												栄養士				JDA-DAT
稼働状況				活動状況								稼働状況				
				防災本部	救護所			避難所			その他					
平常時従事者数	出勤数	通常業務の実施状況 ※	派遣要請数	従事者数	開所数	配置箇所数	従事者数	開所数	配置箇所数	従事者数	従事者数	平常時従事者数	出勤数	通常業務の実施状況 ※	派遣要請数	栄養士会要請数

県内応援
可・不可（時期：　） *可の場合は時期も記載願います。
応援職種
保健師 栄養士

※　通常業務（平常時に実施予定の訪問、健診、健康相談及び健康教育等）の実施状況については、下記のABCのいずれかを選択して記載する

A　**通常通りの業務が可能**	被災地区訪問等により家庭訪問が増大した場合でも、
B　**通常業務を縮小**	その他の通常業務が縮小または停止した場合には
C　**通常業務は停止**	B、Cとする

☆連絡事項（保健師、栄養士の安否や市町の状況、今後の対応など連絡したい事項を記入してください）

・建物の崩壊被害（大　・　小　）：状況
・津波（有　・　無）：状況
・浸水（有　・　無）：状況
・停電（有　・　無）：状況
・断水（有　・　無）：状況
・ガス（有　・　無）：状況

※災害対策本部が立ち上がった時には必ず第１報の報告をしてください。
※状況の変化があった場合には随時報告してください。
※防災FAXを使用する場合には、罫線をすべて消してください。

【処理欄】ＥＭＩＳ入力：　　様式2-2

救護病院の被害状況（集）

救護病院→市町本部→県方面本部健康福祉班→県本部健康福祉部医療救護班（地域医療課）とりまとめ→県本部指令部→県本部指令部（情報Ｇ）

報告日時：　　年　　月　　日　　時　　分
報告組織・担当者名：

区分（※1）	病院名	倒壊状況（※2）	ライフライン・サプライ状況（※3）				患者受診状況（※4）					職員状況（※5）				交通アクセス状況（※6）			ヘリポート使用不可（※7）
			電気の通常の供給なし	水の通常の供給なし	医療ガスの不足	医薬品・衛生資器材の不足	多数患者の受診	実働病床数	現在の重症患者数	要転送重症者数	受け入れ可能重症者数	職員の不足	出勤医師数	出勤看護師数	その他出勤人数	自動車可	徒歩可	アクセス不可	

※１：区分：救：救護病院、精：精神科病院
※２：入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ：有→Ｖ（チェック）、無→未記入
※３：ライフライン・サプライ状況：無・不足→Ｖ（チェック）、有・充足→未記入
※４：患者受診状況：多数患者の受診あり：有→Ｖ（チェック）、無→未記入
※５：職員の不足：不足→Ｖ（チェック）、充足→未記入
※６：交通アクセス状況：該当→Ｖ（チェック）、非該当→未記入
※７：ヘリポート状況：使用不可→Ｖ（チェック）、使用可→未記入

管理−5
様式２−３

送付日		時間	

保健師等派遣受入に関する連絡票　　市町名

受入調整連絡先	（連絡場所）			（電話番号・FAX）
連絡調整担当（所属・氏名） （県方面本部と調整する職員名）				
受入担当者（所属・氏名） （派遣者が訪ねていく窓口となる職員）				
①支援活動内容 （該当に〇又は記載） （複数可）	１ 避難所支援	２ 家庭訪問 （在宅要支援者）	３ 家庭訪問 （健康調査）	４ その他 （具体的に　　）
②担当する避難所 （未定の場合は未記入） （枠が足りない場合は別紙可）	避難所名（所在地）		避難所の状況（避難者数・ライフライン等）	
③集合場所（所在地）				
④受け入れ可能時点	本日より可		月　　日以降	
⑤持ち物・装備 （特に必要な衛生資器材等があれば記載してください）				
⑥宿泊場所 （用意が出来ない場合には「無し」と記入してください）				
⑦その他連絡事項 （活動地区の被災状況及び移動手段、宿泊先のライフライン等の状況等）	*メールで回答する場合は、該当しない項目は削除願います。オートシェイプ等で〇をつけると位置がずれる可能性があります。 ・建物の崩壊被害（大　・　小　）：状況 ・津波（有　・　無）：状況 ・浸水（有　・　無）：状況 ・停電（有　・　無）：状況 ・断水（有　・　無）：状況 ・ガス（有　・　無）：状況 ・公用車の手配（可能　　不可） 〇その他			
（　　）健康福祉センター記入欄 ※県本部に提出する際に追加情報があれば記入する。 記入者（　　）				

様式３－１	市町　用

災害時医薬品等供給要請票

要請 No.

発信日時	令和　　年　　月　　日　　時　　分※
発信元	所属: 担当:　　（薬事Co名:　　） 衛星電話: 電話番号:　　FAX: E-mail:

要請先　　様

下記について供給を要請します。供給の可否、時間等(●)を連絡してください。

〇要請品目

	品名	規格	数量	特記事項
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

〇供給（受入）先

名称（搬入場所）	（　　）
所在地	
担当者氏名（所属）	（　　）
連絡先電話番号	

〇参考情報（受渡し場所の目印や交通情報等を記入してください）

●回答（下記について発信元へ電話してください。出来る限りﾒｰﾙ・FAX 併用）

供給可否	可　・　否	供給事業者名	
配達完了予定日時	月　　日　　時　　分		
備考（運搬不可等）			

※時間は、24 時間表記で記載してください。

電話及びメール若しくはFAXの両方により要請を行うこと。
要請時には代表会社にもメール又はFAXを送信すること。

様式3-2

市町用

災害時医療材料等供給要請票

要請No.

発信日時	令和　年　月　日　　時　分※
発信元	所属: 担当:　　（薬事Co名:　　） 衛星電話: 電話番号:　　FAX: E-mail:

要請先　　様

【　別添　・　以下　】の品目について供給を要請します。
供給の可否、時間等(●)を連絡してください。

〇要請品目(医療材料は、原則、別添一覧品目により発注すること)

	品名	規格	数量	特記事項
1				
2				
3				
4				
5				

〇供給(受入)先

名称（搬入場所）	（　　）
所在地	
担当者氏名（所属）	（　　）
連絡先電話番号	

〇参考情報（緊急性、交通情報等を記入してください）

●回答（下記について発信元へ電話してください。出来る限りﾒｰﾙ・FAX併用）

供給可否	可　・　否	供給事業者名	
配達完了予定日時	月　日　時　分		
備考（運搬不可等）			

※時間は、24時間表記で記載してください。

方面本部あて、FUJISAN により下記の事項について要請連絡ができないときは本要請票により要請を行うこと

様式 3-3

市町用

要請 No.

災害時医療用ガス供給要請票

発信日時	令和　年　月　日(　時　分)※
発信元	所属: 担当:　(薬事Co名:　) 衛星電話: 電話番号:　FAX: E-mail:

要請先　[　]方面本部[　]保健所　行

下記について供給を要請します。供給の可否、時間等(●)を連絡してください。

〇要請品目

	品名	規格	数量	特記事項
1	医療用酸素ボンベ	0.5 ㎥		
2		7㎥		
3	接続用機器	減圧弁、流量計、加湿器のセット		
4	酸素マスク			
5	カニューラ			

〇供給(受入)先

名称（搬入場所）	(　)
所在地	
担当者氏名（所属）	(　)
連絡先電話番号	

〇参考情報(交通情報等)

これまでに行った供給要請情報を記入してください ※要請業者名とその回答等(病院等が行った確認も含め記載してください)
その他

●回答（発信元へ伝達すること）

供給可否	可　・　否	供給事業者名	
配達完了予定日時	月　日　時　分		
備考(運搬不可等)			

※時間は、24 時間表記で記載してください。

電話及びメール若しくはFAXの両方により要請を行うこと。

様式３－４

災害時輸血用血液供給要請票

要請 No.

発信日時	令和　　年　　月　　日(　　時　　分)※
発信元	所属: 担当:　　(薬事Co名:　　) 衛星電話: 電話番号:　　FAX: E-mail:

要請先　　様

下記について供給を要請します。供給の可否、時間等(●)を連絡してください。

○ 要請品目(下表に要請本数を記入)

○ 表に無い品目を要請する場合には、空欄に記入してください。

		RH（＋）				RH（－）			
		A	B	O	AB	A	B	O	AB
照射赤血球液-LR	IR-RBC-LR1								
	IR-RBC-LR2								
新鮮凍結血漿-LR	FFP-LR120								
	FFP-LR240								
	FFP-LR480								
赤血球液-LR	RBC-LR1								
	RBC-LR2								

○供給(受入)先

名称（搬入場所）	(　　)
所在地	
担当者氏名（所属）	(　　)
連絡先電話番号	

○参考情報(交通情報等)

●回答（下記について発信元へ連絡してください。出来る限りﾒｰﾙ・FAX併用）

供給可否	可　・　否	血液センター名	静岡・浜松・沼津
備考（運搬不可等）			

※時間は、24時間表記で記載してください。

感染症資料

掛川市新型インフルエンザ行動計画より抜粋

新型インフルエンザ発生段階

本行動計画における発生段階は、国、県と連携した対応をとることが必要とされるため、国・県の行動計画等に基づく分類としている。国の行動計画において、発生段階の移行については基本的に国が判断して公表するものとされており、第三段階の３つの小分類の移行については、地域独自の対応が必要となる場合を考慮し、都道府県が国と協議の上で判断することとされている。

しかし、実際の運用においては感染の拡大等の状況に応じて、柔軟な対応が要求される。この場合、国・県等関係機関との連携を図りつつ、次の段階を想定した対策の実施については本市が決定する。

発生段階		定　義	市対策本部
前段階	未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態	連絡会の開催
第一段階	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態	対策本部設置 緊急事態宣言
第二段階	国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態	
第三段階		患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
	感染拡大期	入院措置による感染拡大防止効果が期待される状態	
	まん延期	入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	
	回復期	ピークを越えたと判断できる状態	
第四段階	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	流行終息宣言 対策本部解散

（参考）　発生段階と方針（国の行動計画より抜粋）

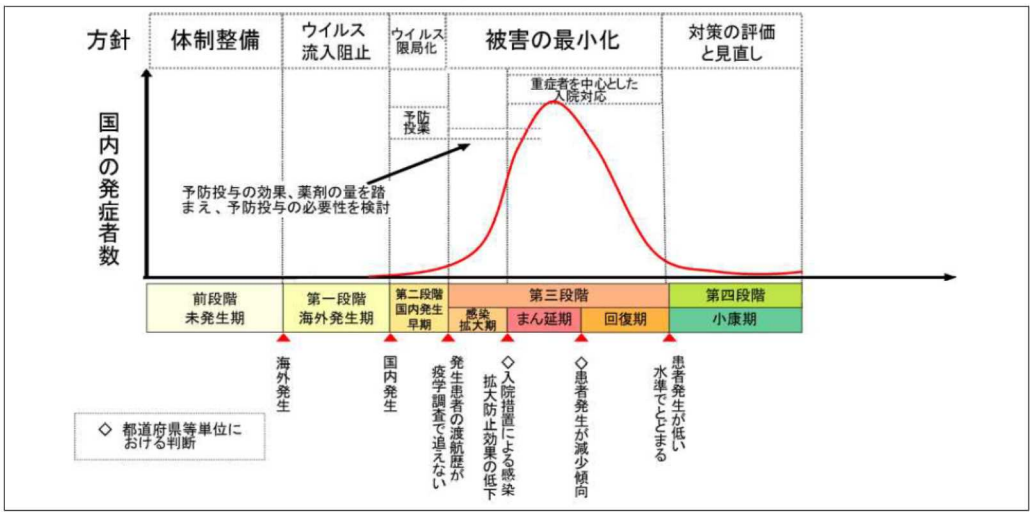

掛川市新型インフルエンザ行動計画より抜粋

対応の目標

新型インフルエンザ対策においては、発生段階に応じて、達成すべき、または優先すべき目標が異なる。発生段階ごとの目標を以下に示す。これらの目標には、発生したウイルスの病原性の高さ等に応じて、重要性が変化するものが含まれる。

発生段階		主な目標
前段階	未発生期	・発生状況の把握 ・計画の確認 ・計画の周知
第一段階	海外発生期	・発生状況の把握 ・国内発生への準備
第二段階	国内発生早期	・発生状況の把握（国内中心） ・市内における発生の早期発見 ・流行拡大の防止 ・市内発生の際の迅速な対応 ・流行拡大に備えた医療機関の体制確保 ・社会・経済機能の維持 ・パニックの防止
第三段階	感染拡大期	・発生状況の把握（県・市内中心） ・市内における発生の早期発見 ・流行拡大の防止 ・市内発生の際の迅速な対応 ・流行拡大に備えた医療機関の体制確保 ・社会・経済機能の維持 ・パニックの防止
	まん延期	・社会・経済機能破綻の回避 ・パニックの防止 ・大規模流行に応じた医療体制の確保
	回復期	・対策の段階的縮小 ・社会・経済機能の早期回復 ・再流行に備えた対策強化 ・計画の見直し（次回流行に備えて）
第四段階	小康期	・対策の段階的縮小 ・社会・経済機能の早期回復 ・再流行に備えた対策強化 ・計画の見直し（次回流行に備えて）